

及び機器は、制作時及び運転開始前の検査並びに供用期間中の計画的な検査によって、その健全性の維持について確認されることとなっている」（乙4号証・p二五）審査結果を、全く満たさない結果であることは否定できない事実である。

また、審査会は、申請をもとに、蒸気発生器伝熱管破損事故について審査し、伝熱管わずか1本の破断だけを想定した事故経過を示して、事故は収束できる、とした上で（同号証・p三十六・五の五から、p三十七・左行上から25行目まで）、「事故の発生を防止する対策として次のものがあり、瞬時の完全破断のような事故発生の可能性は極めて少ないものである」（同号証・p三十七・左行上から26行目）として（一）「伝熱管は耐食性に優れ、延性に富んだニッケル・クロム・鉄合金を使用し、設計、製作及び検査の各段階で、蒸気発生器伝熱管破損の可能性が少なくなるよう配慮される」（二）「伝熱管の腐食を少なくするため、適切な化学薬品の注入などにより使用する水の溶存酸素や塩素などの含有量を押さえるように、水質が管理される」と根拠に挙げているが、申請者が1975年に申請した蒸気発生器の細管の損傷を防止する有効な方法は無く、運転を継続強行するためには、取り替え以外に方法がないと、申請者自身が認めたのであるから、本件審査会の先の「防止対策がある」「完全破断可能性は極めて少ない」との審査結果は、具体的な根拠を欠いているものだった、と事実で証明されている。

なお、「細管の完全破断」は、1991年2月に関西電力・美浜原発2号炉で現実に発生しており、原告は、同年2月21日、5月

31日、10月3日の3回にわたり書面を提出して、細管の完全破断と、加圧弁の不作動、放射性蒸気の外部流出などの同事故により、被告が本件安全審査で確認したとする「異常状態の早期検知」「安全保護装置や防護設備の信頼性の確保」のいずれも、事故防止に機能を果たさないことを実証したことを指摘している。

さらに、1999年1月22日提出の「伊方2号炉事故など関連書面」で、その後の本件2号炉と1号炉で発生した細管損傷事故について、詳細に示し、1号炉が9年間で11回の点検で全てに細管の損傷が発生し、遂に、1号炉の蒸気発生器の取り替えの羽目となっていることを証拠で指摘した上で「2号炉の運命も1号炉となんら変わりない」と断じた。事態は原告らが指摘した通りになった。

（次号に続く）

会計報告 ('99.11/1~11/30)

収入

ニュース講読料	22,000
コピーデ	4,400
計	26,400

支出

ニュース印刷代	23,850
郵送料	8,000
振替手数料	350
資料費	2,987
計	35,187

差引

積立金合計	-8,787
	1,897,172

Chernobyl や Three Mile Island の原発では、すでに大事故が起きているではありませんか。 JCO にしても、国から安全審査を受けていた工場です。安全神話が崩れた今、原発の事故は、いつ、どのような形で起こるかわからないのが現実です。

ひとたび原発事故が起これば、東海村の何十倍、何百倍もの死の灰がこの地域を襲うことでしょう。死の街と化した東海村が、明日の八西地方にならないという保証はありません。

国は、早々と安全宣言を出しましたが、被曝した人たちの放射能の体への影響は、1年後、5年後と年数が経たなければわからないのです。においても色もない放射能が、土地や水を汚染していることは確実です。新聞やテレビでは、どこまで真実が報じられているかも不安です。実際、放出された放射能の種類や量のデータは発表されていません。

いざ、伊方原発で事故が起きたら、私たちは、どうやって子供や家族の命を守るのでしょう。伊方原発はさまざまな危険な要因を抱えて今日も動いています。

今回の東海村の事故のとき、JCOの社員や家族は、いち早く避難したとマスコミで報じていました。伊方原発で事故が起きたら、四国電力の社員や家族は私たちに知らせる前に逃げるのでしょうか。

一度放出された放射能を防ぐ手段を私たちは持ちません。「防災」とは、とどのつまり、被曝した人間を隔離することしかありません。

私たちは安心して暮らしたいのです。そのためには、「原発をとめる」以外にないことを改めて知られた事故でした。

この八西地方を Chernobyl や東海村のようにしてはなりません。子供たちの未来を

封鎖してはなりません。

避難訓練をする子供たちが幸せだといえます。私たちが次代の子供たちに残すのは、この豊かな山と海、美しい故郷です。

今、ヨーロッパやアメリカでも、原発を廃止する方向に進んでいます。風力や太陽光、地熱や木くずでも電気は起こせるのです。

安心して暮らすため、一日も早く原発を止めましょう。

1999年10月26日

反「原子力の日」によせて

また当日、松山市内でも、「松山女の会」と「原発さよなら四国ネットワーク」の会員らが、「松山地方のみなさんへ」と題した同趣旨の内容のチラシ千枚を道行く市民に手渡して訴えた。

結審に向けて

原告側最終準備書面への意見

(その1)

すでにお知らせしましたように、来年3月24日には、原告住民側から「最終準備書面」を提出することになっています。それに備えて原告の皆さんは、いそがしい仕事の合間に準備に取りかかっています。それを支援する意味で、読者の皆さんから、「こんな主張を最終準備書面に入れたら」というご意見を募集しています。その第1号として、中野さんから寄せられたご意見を紹介しますので、多くの方から、問題点やその大小にかかわらず、どしどし、ご意見をお寄せ下さい。「ニュース」に掲載できなかったものも原告の皆さんにはお伝えしますので。

裁判所の判断は「現在の技術水準」で

松山市 中野正明

1999年10月8日、伊方2号炉第68回公判を傍聴しました。これまでの公判の傍聴や、「伊方訴訟ニュース」、それに関係者のお話などから得たものから、次のようなことを私は考えています。

伊方1号炉訴訟で、最高裁は、安全審査と設置許可の「合理性」の正否を判断する際の「技術水準」について、判決(平成4年10月29日)で次のように判示しています。

「裁判所の審理、判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の技術水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは、当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである」と。

最高裁の言う「現在の科学水準」の「現在」とは、当然、「違法判断の基準時」を指していると考えられます。これについては、「处分時説」と「判決時説」の両説があります。

先日の法廷に被告が提出した「最終準備書面」によれば、最高裁の判決は「処分時説」を排除したものでないと主張しています。しかし、その一方で、「処分後に得られた新たな知見等に照らすと、・・・、原子炉の設置許可とい

う処分の性質上、これを維持することは相当でないとすべき場合があり得る」とも述べています。これは、まさしく「判決時説」の考え方で、被告国側の動搖がうかがえます。

私は、2号炉訴訟の目的は、設置許可処分の効力を現在維持すべきかどうかにあるのであり、そのためにこそ今日まで裁判が続けられて来たのであると思います。ですから、違法判断の基準時については、最高裁の云う「現在の科学技術水準」の「現在」は、判決時、すなわち「口頭弁論終結時」であるべきです。

国が2号炉設置を許可したのは、1977年3月20日です。第62回公判(1997年11月28日)の被告・国側反対尋問で、垣見証人は、伊方沖の海底調査は、スパークーという方法で行ったと証言しています。

2号炉設置許可の前後に発行されている文献によれば、海底の地層を調べる音波探査機が3種類(ソノプローブ、スパークー、エアガン)挙げられています。また、海底の底質調査方法として、コアラーによる方法も挙げられています。

垣見証人は、ソノプローブという方法は、解像度がよくないので採用しなかったと証言していますが、本当にスパークーという方法のみでよかったのかは、証言だけでは明快とは言えません。

仮に、違法判断の基準時を処分時と想定した場合には、こここのところを明らかにする必要があるのでないでしょうか。

そして、高知大学の岡村 真教授の、佐田岬半島前面の伊予灘海底に、ソノプローブ法によって、活断層を発見したとの論文が、月刊「えひめ雑誌」(愛媛新聞社)に発表されたのは、1996年5月のことでした。

それ以後の公判で、被告は執拗に2号炉の安全性を主張していますが、岡村教授によって発見された活断層が、2号炉の設計に取り入れられていなかつたことは覆い隠しようがないと思います。

このことは、違法判断の基準時が判決時であるとすれば、前述の最高裁判決にある「調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落」に該当すると言えます。

もし、2号炉訴訟の判決が、「処分時説」によってなされるとすれば、1978年6月9日提訴以来続けられて来た裁判の意味が問われます。来年3月結審を控え、原告の皆さんのが最終準備書面で、この争点に対する主張が明確になされ、納得のいく判決が得られるよう期待しています。

原告準備書面

—2号炉蒸気発生器取り替え等—

1999年10月8日提出

(その2)

目次

- 最初に（前号に掲載すみ）
- 第一章 蒸気発生器の取換え
- 第二章 圧力容器上蓋の取換え
- 第三章 敦賀原発二号炉の配管亀裂、
一次冷却水流出事故

被告準備書面（三六）について

第一章 蒸気発生器の取替え

本件訴訟において、被告は、蒸気発生器についての主張は、いずれも「一次冷却材圧力バウンダリ」とし、通常運転時に、厚さ11

センチの圧力容器も、厚さ7センチの主配水管も、厚さわずか1.27ミリの蒸気発生器内の細管も全て一からげに扱われている。高温、高圧、放射能に常にさらされ続けている、こうした機器類を、何の区別もなく、一くくりにして「一次冷却材バウンダリにおける十分余裕のある設計」（被告書面三・p一四・第四「本件許可処分に際しての審査」一の3）として主張し、その中で蒸気発生器に触れているのは、二次系の注水の喪失（p四、p二一）に触れているにすぎない。

具体的に蒸気発生器を示しての主張は、被告書面五において「災害評価」においてである。

被告は同書面で「重大事故」「仮想事故」なるケースを示して、いずれも「万一の事故の場合においても、公衆の安全を確保するため、その安全防護設備との関連において十分に公衆から離れている、との立地条件を有しているものと判断された」（p三一）と主張している。

しかし、原子炉が爆発するという Chernobyl 原発の事故の現実と、一つの原子炉が爆発すると、周辺30キロにわたって人が住めなくなり、300キロ離れた地点でも、事故原子炉の近くと同じ濃度の汚染地区さえある、という現実によって、型が違おうとも、こうした原子炉事故による水素爆発の可能性は否定できない（甲140号証）とした指摘によつて、更に、被告らが「臨界事故は想定しなくて良い」として審査と許可を与えた、東海村のウラン転換工場で、「ありえないはずの臨界事故」が現実に発生した今となっては、被告主張の「現実には有り得ないが、仮に仮定してみる」という本件仮想事故のあまりに牧

歌的な主張と「安全審査を経た原子炉施設においては、（略）公衆に放射線障害を与えるような事態が発生することは、そもそも全く考えられない」ということができる」（被告書面八・p四・6行目、7行目）との「神がかり的」思い込みと主張は、今や物笑いの種でしかない。

論より証拠、申請者の四国電力は、今年1月からの本件2号炉の定期検査において、こ

うした、原子炉内でのこれまでの事故予測にはなかった、不測の事故による格納容器内の圧力の上昇という事態の発生の可能性を認め、「アクシデント・マネジメント」として、大事故に備えた追加工事を実施しているのである（甲200号証）。

いずれにしろ、申請者及び被告は、これまでの審査と訴訟の中で、一字一句たりとも「蒸気発生器が使えなくなれば取り替えればいい、それが、蒸気発生器の健全性の保証であり、審査の基本である」とは、どこにも記していないし、主張していない。

被告が許可処分の前提としている、本件の審査報告書（乙4号証）の「審査方針」において「運転の段階においても堅持されることが法令上前提となっている」（同書p13）と明確に記している。この運転とは、まさか「許可」後の数分間だけとか、数年持てば良いと言うことではないだろう。

現に、原子力安全委員会は、蒸気発生器の使用期間について「運転期間中は使用を前提にしていた」と明確に述べている（甲162号証）。

本件審査では、2号炉の使用期間を明示していない。しかし、これまでの被告らが述べている言葉でみると、30年から40年を前

提にしていたとしている（甲201号証）。

こうした、被告らの主張にもかかわらず、申請者の四国電力は、本年8月17日に、本件2号炉の蒸気発生器の取り替えを被告に申請した（甲202号証）。

今回の取り替えは、被告らが前提としていた、運転期間の半分にも達しない時間で、本件の蒸気発生器は不良品となつたことになる。当然審査でも、こうした期間を前提にして「健全性は確認できた」としているはずであるから、審査の結論は間違つていたことになるのは、誰にでも理解できる結論である。

次に、申請者の取り替え理由を見てみると、「伊方2号機の蒸気発生器伝熱管（細管）の管板拡管部の応力腐食割れについては、平成八年度の第11回定期検査で19本、九年度の第12回定期検査で64本、十年度の第13回定期検査で72本と続けて検出され、施栓による補修を行つてきており、施栓率は5.1%となっている。伊方1号機などの実績からみると、今後とも伝熱管の損傷が継続的に発生し、早ければ平成十四年に国の安全確認を受けた施栓率10%を超すと考えられる。

このため、伊方2号機の蒸気発生器を、より耐食性に優れた伝熱管材料などを採用した新蒸気発生器に取り替え、発電所への社会的な安心感の向上を図る」（甲203号証・p一・上から7行目から14行目・原文のまま）とし、明確に本件の細管が、今後とも損傷し続けることを認め、その対策として、取り替えのみしか示していない。

申請者が細管の損傷を防ぐ手立てを何も示すことができない、現実に、取り替えるしかできない、という事実は、本件審査会の報告書で「原子炉冷却材圧力バウンダリとなる系